



岩江中だより

第26号

発行日：平成26年11月 4日
発行：三春町立岩江中学校
電話：0247-62-8290
FAX：0247-62-8380
E-mail:school@iwae-jfks.ed.jp

学校経営基本方針『こころ豊かに』～共に語り合い、共に学び合い、共に成長する学校～

【思春期から青年期の親の心構え ～大人が変わるためのセミナーに参加しました。～】

10月11日(土)の午後、まほら小ホールにおいて、平成26年度第2回「大人が変わるためのセミナー」に参加してきました。講演のタイトルは、「後を絶たないインターネット犯罪・青少年を守る対策テキスト『有害サイト～現状と対策～』というものでした。講師の根本雅昭先生の講演の概要をお知らせします。岩江中学校生徒をはじめとした少年少女がインターネット犯罪に巻き込まれないよう、知らず知らずのうちに加害者とならないように、下記の概要についてご一読いただき、お子様との約束・ルールづくりをしていただけますようお願いいたします。

[講演の概要]

第1章 現状編

はじめに

インターネットは便利な反面、多くの危険性もはらんでいます。ゲーム、他人と交流機能などもありますが、交流機能で過去に殺人事件も発生しています。ここでは、インターネットの有害サイトに注目し、トラブルや犯罪に巻き込まれないよう、事例や対策方法を紹介し、フィルタリングについても解説したいと思います。



1 危険な出会い

ゲームサイトを通じて知り合った16歳の女子高生が30

歳の男に殺害されました。他にも多くの被害者がいて、その多くが携帯電話を用いていました。ゲームサイトはゲームのほか、自己紹介・占い・日記・掲示板など多くの機能があり、他人と交流することができます。自分では個人情報に掲載してないつもりでも、部分的なところから個人は特定することができます。メールアドレスについては掲載してしまうと自動収集され、大量の迷惑メールやコンピュータウイルスが届く可能性があり、写真も違法サイトに勝手に利用される危険性もあります。危険性を十分認識し、個人情報や写真、そして、メールアドレスは掲載しないことが重要です。

掲示板は、誰とでも交流することが可能です。違法商品・ドラッグなどの案内が書き込まれたりストーカー被害にあったりする可能性があります。また、言葉巧みにさまざまな誘いが来ますが、身元を偽っている可能性もあります。その上、利用の仕方では加害者となり、犯罪予告等の違法行為では逮捕者が出ています。掲示板は知り合いとだけのやりとりだと思っても、不特定多数の人が見ていることも常に認識する必要があります。

まとめ □インターネットに個人情報を載せすぎない。□出会い系サイトは閲覧せず、ネット上で出会わない。□怪しいサイトや違法情報には近づかない。

2 だまし取られる現金

クリックただけで料金を請求されることがあります。ワンクリック詐欺と呼ばれ、身に覚えのない請求には応じない、お金を振り込まない、自分から退会の連絡をしないことが重要です。連絡してしまうとこちらの情報が伝わりしつこく請求が届くことがあります。しかし、裁判所から送付物が来た場合、裁判所の連絡先を自分で調べ正しい連絡先に問い合わせることが必要です。無視してしまうと、裁判所からの連絡は支払い義務が生じることもあります。利用するつもりのないサイトにはアクセスしないようにすることが重要です。さらに、フィッシング詐欺と呼ばれる、偽サイトから情報を盗み出す手口もあります。詐欺はサイバー犯罪の中で多い犯罪です。

まとめ □突然料金を請求されても絶対に支払わない。□詐欺サイトには退会連絡等の連絡をしない。□フィッシング詐欺に注意しアクセスしない。

3 気のゆるみが犯罪に

「殺す」と書き込んだ高校生が逮捕されました。著作権侵害、犯罪予告、不正アクセスなどは犯罪です。安易な気持ちが一瞬で犯罪に結びつきます。チェーンメールの転送も絶対にしてはいけません。学校のいわゆる裏サイトでのいじめも多くなっています。これは人権侵害であり個人情報を書き込むと多額の損害賠償を請求されることもあります。他にもインターネット上には違法情報があふれています。有害情報は心身に悪影響を及ぼします。

まとめ □犯罪予告や不正アクセスなどの犯罪行為は絶対に行わない。□著作権侵害や肖像権の侵害は絶対に行わない。□チェーンメールは絶対に転送しない。□人権侵害やいじめをしない。□安易に違法情報や有害情報に近づかない。

4 依存の恐怖

メールが来ない不安、携帯がない不安、それはネット依存かもしれません。依存してしま

わないようにルールを決めましょう。インターネットばかりに熱中していると自然体験が不足し、心身に悪影響を与える恐れがあるばかりか、有害サイトに入り込んでしまう恐れもあります。利用目的、時間、場所などについてルールを話し合い、決めたいうえで使用するようにしましょう。

まとめ □ネット依存に注意する。□ルールを話し合って作成する。

5 情報漏洩

情報漏洩事件を起こしてしまうと大きく報道され被害も甚大です。2012年上半期の1件あたりの平均損害賠償は3787万円でした。USBメモリの置き忘れ、パソコンの盗難、コンピュータウイルスなど実にさまざまです。ファイル共有ソフト使用は危険性が非常に高まります。情報漏洩では、コンピュータの中身のありとあらゆる個人情報インターネット上にばらまかれる恐れがあります。

まとめ □USBメモリやパソコンの置き忘れに注意する。□コンピュータウイルスの対策をしっかりとる。□ファイル共有ソフトは使用しない。

第2章 対策編

1 ルールづくり

家庭でのルールづくりは携帯電話やパソコンを安全に使うために非常に重要です。各家庭でよく話し合いルールを作りましょう。

ルールで決めておいた方がいい事項としては、利用目的、利用時間、利用場所、閲覧するサイト、個人情報書き込み禁止、悪口・陰口禁止、著作権遵守、知らない人と会わない、迷惑・チェーンメールの無視、フィルタリング、すぐ相談、などです。

2 フィルタリング

インターネット上には有害情報や違法情報が氾濫しています。有害情報をシャットアウトするフィルタリングが必要です。有害サイトアクセス制限とも呼ばれ、設定によって有害サイトをコントロールすることができます。平成21年にできた法律で、18歳未満の児童・生徒が使用する携帯電話等は、フィルタリングへの加入が法律で定められています。必ず加入しましょう。

3 ウィルス対策

情報漏洩事件を起こしたり大切なファイルの損傷を起こしたり迷惑メールを送られたりしないためにもウィルス対策は必ず行いましょう。偽ウィルスソフトもあるので、できるだけ製品版を購入し、常に最新の状態でいることが大切です。

4 コミュニケーション

メールでトラブルになったり掲示板でいじめが起きたりフィルタリングの抜け道があったりなど思わぬ出来事があるかもしれません。家庭で日頃からコミュニケーションを図り、定期的によく話し合うことが大切です。チェックシートを作成して話し合うことも方法です。

5 相談窓口や緊急情報

これまでの対策をしても困ってしまうことがあったら、次の連絡先に相談しましょう。

- サイバー犯罪：警察庁・都道府県警察本部サイバー犯罪相談窓口
- インターネットのトラブル：警察庁インターネット安全・安心相談
- 人権侵害：法務省人権擁護局
- 詐欺：独立行政法人国民生活センター全国消費生活センター
- コンピュータウイルス：独立行政法人情報処理振興機構
- 違法・有害サイト：インターネット・ホットラインセンター
- 迷惑メール：財団法人日本データ通信協会迷惑メール相談センター
- チェーンメール：全国webカウンセリング協議会チェーンメール等転送一覧
- 経済産業省における情報セキュリティ政策：経済産業省情報セキュリティ政策ポータル
- 最新の情報セキュリティ緊急対策情報：独立行政法人情報処理推進機構緊急対策情報・注意喚起一覧

おわりに

普段からトラブルや犯罪に巻き込まれないよう気を引き締めてインターネットにアクセスすることが大切です。日頃から親子でコミュニケーションを円滑にし、何かあったらすぐに相談したり話し合ったりすることが大切です。

